

熊本県公報

号外 第 1 7 号 平成 27 年 3 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

	規		貝	J																											
	熊本																														
I	Εţ	る	規則	.						٠.														•	(B	落 棄	物	対	策 誤	!)	1
\bigcirc f	熊本	県	職員	等	0	失	業者	者退	遠職	手	当 :	支差	給其	見貝	[] O		部	を	改	正	す	る	規」	則 .			((人:	事態	艮)	3
\bigcirc f	熊本	県	職員	(0)	職	\mathcal{O}	設長	置に	. 関	す	るす	規具	則 (D -	一部	を	改	正	す	る	規	則					(IJ)	17
\bigcirc f	熊本	県	博物	り館	ネ	ツ	1	フー	・ク	セ	ン:	タ・	一 绉	条份	削施	行	規	則								(文	化	企i	画部	艮)	17
\bigcirc f	熊本	県	調理	師	法	施	行系	细則	(D)	_	部	をi	改 ī	E 3	トる	規	則					•	(1	建月	表~	づく	り	推	進調	艮)	23

規 則

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第23号

熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則 熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規則(平成14年熊本県規則第4号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則 第1条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「に基づく第一種フロン類 回収業者の登録等」を「の施行」に、「省令」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適 正化に関する法律施行令(平成13年政令第396号)及びフロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律施行規則(平成26年経済産業省・環境省令第7号)」に改め る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(登録簿の様式)

- 第2条 法第28条第1項の第一種フロン類充塡回収業者登録簿(以下「登録簿」という。)は、別記第1号様式によるものとする。 (登録簿の閲覧所)
- 第3条 法第32条の規定により登録簿を一般の閲覧に供するため、第一種フロン類充填 回収業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を環境生活部環境局廃棄物対策課内 に置く。

第6条中「その他」を「その他の理由により」に改め、「臨時に」の次に「閲覧所の」を加える。

第9条中「第15条第1項に規定する」を「第33条第1項の規定による」に、「届出は」を「届出は、」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

平成 27 年	3 月:	31	∃ <i>y</i>	く曜		熊	7	K	県	公	報					号:	外第	第17号	2
	ロン蓋	HEC														Ĭ			
	冷媒として充壌しようとす回収しようとするフロン類 るフロン類の種類	HCFC																	
	回収しよう権権	¥																	
	ようとす	HFC																	
	、 大充壌し 類の種類	HCFC																	
		CFC																	
	一種特定		1	型性	フロン類の充填量が50kg以 上の第一種特定製品		野鱼	フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品	1-4	到在	フロン類の充填量が50kg以 上の第一種特定製品	-	sit	フロン類の充填量が50kg以 上の第一種特定製品	1	맞는	フロン類の充填量が50kg以 上の第一種特定製品		
	その業務に係る第		HV ロンゲイショナー	冷蔵機器·冷凍機器	の充填量 腫件定製。	コンディショナー	冷蔵機器・冷凍機器	の充填量価格定製品	ロンナイツョナ	冷蔵機器・冷凍機器	フロン類の充填量が 上の第一種特定製品	ディショナー	冷蔵機器·冷凍機器	フロン類の充壌量が 上の第一種特定製品	インドインコナー	冷蔵機器・冷凍機器	フロン類の充填量が 上の第一種特定製品		
	1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	製品の種類	H Vn Vn V	冷藏機器	フロン類 上の第一	エアコン	冷凝機器	フロン類 上の第一	H U V	冷藏機器	レロン類 上の第一	まプロンチ	冷蔵機器	フロン類 上の第一	HVUV	子賣機器	フロン類 上の第一		
	事業所の所存批	971.0901.175.0.175007.15.																	
	海挙所の名称							-											
	抽			,	•	,		•		,	•		×	,		·	•		
	#																		
	報人にあっては	代表者の氏名														•			
系) 核者登録 滌	压名又过名旅					•										Y			
別記第1号様式(第2条関係) 第一種フロン類充壌回収業者登録簿	四 以 以 場 か																		
別記第1号4第一種フロ	海							-		e						***************************************			

別記第2号様式(第9条関係)

第一種フロン類充填回収業の廃業等届出書

月 年 H

熊本県知事 様

> (届出者) 住 所

> > 名

氏

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第33条第1項の規定により、次のとおり 届け出ます。

第一種フロン類 充填回収業者の 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所 登録番号 廃業等の事由の 生じた日 廃業等の事由(該当する事由第一種フロン類充填回収業者との間柄 1 死亡 相続人 1 死亡 相続人 2 合併による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 3 破産手続開始の決定による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 4 2又は3以外の理由による法人の解散 4 2又は3以外の理由による法人の解散 5 県内における第一種フロン類充填回収業者であった ロン類充填回収業者であった コン類充填回収業の廃止 部・種フロン類充填回収業者であった でたっただけを発表するの場	油げ出ます。			
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所 登録番号 廃業等の事由の生じた日 廃業等の事由(該当する事由の記入欄に○を付けてください。) 2 合併による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 3 破産手続開始の決定による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 4 2又は3以外の理由による法人の解散 4 2又は3以外の理由による法人の解散 5 県内における第一種フロン類充塡回収業者であった個人又は第一種フロン類充塡回収業者	第一種フロン類			
ては、名称及び代表者の氏名) 住所 登録番号 廃業等の事由の 生じた日 廃業等の事由(該当する事由の記入欄に○を付けてください。)	充塡回収業者の			
接着の氏名) 住所 登録番号	氏名(法人にあっ			
登録番号 廃業等の事由の 生じた日 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 第一種フロン類充塡回収業者との間柄 1 死亡 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ては、名称及び代			
登録番号	表者の氏名)	******************		
廃業等の事由(該当する事由(該当する事由) 記入欄(このを付けてください。) 記入欄(このを付けてください。) 1 死亡 相続人 3 破産手続開始の決定による法人の消滅は、法人を代表する役員であった者 法人の破産管財人 4 2又は3以外の理由による法人の解散 法人の清算人 5 県内における第一種フロン類充填回収業者であったロン類充填回収業の廃止 第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者	住所			
生じた日 年月日 廃業等の事由(該当する事由の記入欄に○を付けてください。) 1 死亡 相続人 2 合併による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 3 破産手続開始の決定による法人の解散 法人の破産管財人 4 2又は3以外の理由による法人の解散 法人の清算人 5 県内における第一種フロン類充填回収業者であったロン類充填回収業の廃止 第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者	登録番号			
空間 空間 空間 空間 空間 空間 空間 空間	廃業等の事由の		在 日	
当する事由の記 入欄に○を付け てください。) 2 合併による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 3 破産手続開始の決定に よる法人の解散 4 2又は3以外の理由に よる法人の解散 5 県内における第一種フロン類充塡回収業者であった ロン類充塡回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充塡回収業者	生じた日		— + 7	jl
ス欄に○を付けてください。) 2 合併による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 3 破産手続開始の決定に 法人の破産管財人 よる法人の解散 4 2又は3以外の理由に 法人の清算人 よる法人の解散 5 県内における第一種フロン類充填回収業者であったロン類充填回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充填回収業者	廃業等の事由(該	記入欄	該当する事由	第一種フロン類充塡回収業者との間柄
2 合併による法人の消滅 法人を代表する役員であった者 3 破産手続開始の決定に 法人の破産管財人 よる法人の解散 4 2又は3以外の理由に 法人の清算人 よる法人の解散 5 県内における第一種フロン類充塡回収業者であった ロン類充塡回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充塡回収業者	当する事由の記		1 死亡	相続人
3 破産手続開始の決定による法人の解散 法人の破産管財人 4 2又は3以外の理由による法人の解散 法人の清算人 5 県内における第一種フロン類充填回収業者であったロン類充填回収業の廃止 第一種フロン類充填回収業者	入欄に○を付け			
よる法人の解散 4 2 又は 3 以外の理由に 法人の清算人 法る法人の解散 5 県内における第一種フ 第一種フロン類充填回収業者であった ロン類充填回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充填回収業者	てください。)		2 合併による法人の消滅	法人を代表する役員であった者
よる法人の解散 4 2 又は 3 以外の理由に 法人の清算人 法る法人の解散 5 県内における第一種フ 第一種フロン類充填回収業者であった ロン類充填回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充填回収業者				
4 2又は3以外の理由に 法人の清算人 よる法人の解散 5 県内における第一種フ 第一種フロン類充塡回収業者であった ロン類充塡回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充塡回収業者			3 破産手続開始の決定に	法人の破産管財人
よる法人の解散 5 県内における第一種フ 第一種フロン類充塡回収業者であった ロン類充塡回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充塡回収業者			よる法人の解散	
よる法人の解散 5 県内における第一種フ 第一種フロン類充塡回収業者であった ロン類充塡回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充塡回収業者			4 2又は3以外の理由に	法人の清算人
ロン類充填回収業の廃止 個人又は第一種フロン類充填回収業者				
			5 県内における第一種フ	第一種フロン類充塡回収業者であった
でなった注入な代表する犯量			ロン類充塡回収業の廃止	個人又は第一種フロン類充填回収業者
「				であった法人を代表する役員

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

附

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則の施行の際現に改正前の熊本県第一種フロン類回収業者の登録等に関する規 則の規定により提出されている届出書は、改正後の熊本県フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の規定により提出された届出書とみなす。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第24号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和50年熊本県規則第57号)の一部を次 のように改正する。 第7条に次の2項を加える。

- 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した 場合は、受給資格者氏名・住所等変更届(別記第4号の2様式)に、氏名又は住所若し くは居所の変更の事実を証明することができる書類及び受給資格証を添えて、任命権者 に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについ
- て正当な理由があるときは、これを添えないことができる。 任命権者は、前項の規定による受給資格者氏名・住所等変更届の提出を受けたときは、

受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。 第20条第1項及び第2項中「第6条前段」の次に「、第7条第3項及び第4項」を加 、「、同条第3項及び」を「及び第3項、」に改め、「これらの規定」の次に「(第1

0条第2項各号を除く。)」を加える。 第22条第1項中「同号ロに該当する者に係る就業促進手当(」の次に「雇用保険法施 行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の4に規定する就業促進定着手当(以下「 就業促進定着手当」という。)を除く。」を加え、「同項第2号」を「就業促進定着手当に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書(別記第 13号の4様式)に、同法第56条の3第1項第2号」に改める。 別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第7条、第9条、第13条、第15条、第18条、第20条、第22条関 係)

•				••••••		***************************************			者认	退職手 🗎	当受給	合資	格証	E		***************************************			
交	付	年	.)]	日			ź	F	F	1		Ħ	交	付番	号			号
	氏				名								男	·		年	舲	満	歳
受	住	所	又は	: 启	号 所							-							
受給資格者	退	職	年	月	日			年		月		В		退	敲事由	3			
者	求	職	年	月	日			年		月		Ħ			Ï	勤 希	売 期	間	
	受月	給期	門門	苘	了年日			年		月		日					年		月
退職般の																			円
	100	• -2		- 10	-		計		算	0))	根	į	拠					
	退	歳の	月前	6.	月に	支払	らった	:給	与彩	密額									
1	給	ì			料				日		7				Ŧ	当		F	4
2	扶	き 養	ŧ ∃	=	当				円		8				Ŧ	当		P	}
3	住	戶	3 7	E	当				円		9				手	当		þ]
4	通	萬	b =	E	当				円		1	O			手	当		П	-
5				E	当				円		合		1	計				μ	1
6				F	当				円									ŕ	
基本	手当	当の	日額	į											等	級	-		H
					受講	開如				技能	受	講	手	当	日額	į F] 月	Ħ	支給 開始
						年	月	日		修得	特受	定講	職手	種 当	月額	Į F] 月	Ħ	支給開始
公共	職弟	美訓!	練等		受講	終	了予定			手当		所		当	月額	Į Ľ]	月	支給開始
						年	月	日		寄	宿	Ţ	·	当	月額	į P	月月	Ħ	支給開始
賃	金	目	額	i					I					円	I				銭
失業手	者当	のi 日	B 職 額																円
失 業 手当	者																		円
	期	Ħ	数																В
給	付	B	数																Ħ
	年		月		Ħ							任命		者氏	名				印

備考 「退職の月前6月に支払った給与総額」欄には、給与の種類別に6月間の総額を 記入すること。

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号の2様式(第7条関係)

受給資格者氏名・住所等変更届

支統	合番号										
新日	氏名										
		フリ ガナ									
1	氏名	新									
2	住所	新									
	又は 居所	Œ									
3	生年月		年	月	B	4	変更年月	Ħ	年	月	B
まっ		員等の	失業者退	職手当支	給規則第	第7多	条第3項の	規定によ	り上記	のとお	り届け
f	L命権者	年 月 様	B	(清	万年齢·	特例	- 受給資格	S者氏名			印
1	Obsert 1.14 1 2800 Burg	pra v					支給番号	1 ()
	T						電話番号)
								※口.	座名義	変更確認	忍欄
備考										***************************************	
45											

- 1 氏名のみを変更したときは、標題中「・住所等」の文字を抹消すること。この場 合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所又は居所のみを変更したときは、標題中「氏名・」の文字を抹消すること。 この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又 は署名のいずれかにより記載すること。
- 4 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類 (例え ば住民票)を添えること。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第10号様式から別記第12号様式までを次のように改める。

別記第10号様式(第13条関係)

公共職業訓練等通所届

順路	① 通所方法の別	② 区	間		(概算)	(4) 乗車券 種	等の 類		車券等の額 L 箇月分)	⑥備	考
1		住居から(経由)	まで	km				H		
2		から	()	まで	km				円		
3		から	()	まで	km				P		
4		から	()	まで	km				P		
5		から	()	まで	km				P		
6		から	()	まで	km				P		
		# 1 ·			km				H		
	届出理由 1 新 規 5 運賃等の負担 記の記載事実に誤 年 月	額の変更 上記 りのないこと	事実の発	生年月	3 通所		月	4 通所	方法の変更		
								長の職氏名			印
熊	本県職員等の失業	者退職手当支約	合規則第1	13条第	51項の規定に			おり届けま 格者証番号	年	月	B
					受耗	ュ 合資格者			· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
							氏		名		印
*	該	イ 交通機	関等の利	用	ロ 自転車	等利用			通所不便の者 (イ) 以外の3	¥	
処	非該当理的	a									
理	通所手当の月都	決 定	年 月	Ħ							
欄	р	9	年 月	Ħ			-				

注意事項

- 1 この届書には、通常行っている通所の実情のみを記載し、例外的な方法等は記載しないこと。
- 2 ①欄には、通所の順路に従い、徒歩、自転車、○○線等の別を記載すること。
- 3 ④欄には、1箇月定期券、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記載すること。
- 4 ⑤欄には、④欄の乗車券等を使用して1箇月間通所する場合に要する運賃等の額を記載すること。なお、定期券によ らない場合には、通所21回分の運賃等の額を記載すること。
- 5 ⑥欄には、定期券によらない場合にはその理由、回数券による場合にはその片道及び月間の使用枚数、往路と帰路と 異なる場合にはその旨及び理由等を記載すること。
- 6 ⑦欄は、その届書を提出する主な理由に該当するものの番号を○で囲むこと。
- 7 ※印欄には、記載しないこと。

別記第	1	1	号様式	(第1	4	条関係)

							(表)	Ok oda sab≠t .	du.							
Ath He Ath ma	Are let the		Fare		公共	敞莱訓	東等受調	韩 赴 明 刊	5							
待期満了				月日					Joyen		ra	r-t				
支給期間			•	月日	12E 2	or in Ma	末日	delta etc	E DEN COR OTT.	子林	月			de de to	2624	
認定日数	L		受講日数		L	听日数	= Manha A		職種受	誀	·····			寄宿日		
内職(労		収入額)			円	就業	F 当 支 新				早月			:支給日	数	
	者氏名						2	証明対	付象期間	ij			年	月		
	受講職和		Mr. L. or Fm	3. // 1 m	2 8.9	·										1
4 石の (1)				を付けてく れなかった			D 日 築)	<u>=</u> ЕП	1		2	3	4	5	6	7
(2)				なかったり			ALH TI	F-] +	8 15		9	17	11	12	13 20	14
1			よる場合				〇印		22		6 3	24	18 25	19 26	27	21 28
1 '			得ない理! 由がない:	由がある。 理会	易台		△印 ×印		29		10	31	20	20		20
5 特記		T'みV'4生	HIWAY A.	589 E3			∼ H₁		200							
O THE	-4 7-4															
上記の			のないこ	とを証明し	ンま ^っ	r.										
	年 月	1 1			6	小土聯	紫劑緬	窓の協	設の長の	2) II	発圧を	z. }				印
							SAC THILIPPIC	(3. ~> V(P)		- 1		/				1-14
6 20	期間中に	二就職、	就労、内	職又は手信	云いる	としまり	したか。				7		た	1 L	ない	
7 2の	期間中に	二内職又	は手伝い	をして収え	人を往	导ました	こか。				7	7 得	た	イー得	ない	
8 寄宿	の有無	有() •	無				
ト記の	とおり申	ョ告しま	· 급· .													
		,	, .	公共職業部	川練等	穿の施言	との長に	委任し	します。							
	年月	日日								ere sin	- معاسدة	~ ~				p*-p=-
公共職	業安定所	斤長 様							E an	定計	構者 E	大 名				印
※連絡事																
次是和争	* Q				***************************************	***************************************					***************************************	***************************************				
r.tt.																
備考																

(裏)

- 1 公共職業訓練等を受けなかった日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかったり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と 更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであって、1日の労働時間が4時間以上のもの(4時間未満であっても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となる。)、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になったりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であってもそれによって収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであって、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 7 8欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であって「別居して寄宿していない 日」があるときは、その日及び理由を()内に記載すること。
- 8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。 また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。
- 9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第12号様式(第15条関係)

(表)

			復	病手当	に相当	する	退職	手当	支給申請	書				
								4) 受給資	格証	香号			
申請者	① 氏名	ī			② 性別	男	· 女	③ 生4	年月日			年	月	E
	⑤傷度	病の	名称及び	ドその和	E	•								
診療	6	刃 詣	多 年	月日		年	月	日						
担当	⑦ f	夢 病	ラ の	経 ji		年	月	В	治癒、軸	层医、	中山	上、継続「	Ħ	
者の	_ =	とが	ため職業 できなが いる期間	いったと		年年		日か 日ま	·6 }	日間				
証明	9		かとおり F 月		ます。				関の所在 当者氏名		び名	称	БŊ	
		_	- 傷病に』 3給付	い受け	けること	L .	(1)	((2)	(3)		(4)		
支給申請期間	(1)	の給付	寸を受り	けること	こができ	ŧ	年	月	日から	年	月	日まで	日間]
請期間		期間	当に相当	/_ 	1 昭 二 \	IZ.	年	月	目から	年	月	日まで	日間]
	0	支給を	ラに相目を受けよ		る期間		年	月			月	目まで		
はき	内職若し 手伝いる 3又は↓	とし	内職又いをし		1		かあっかの収				3	収入額		FJ
のま その	あった B り額等る	3、 b記	月 月		1		りあっ }の収			,	nana nana	収入額		H
入l い。	してくた	ざさ	月		-)あっ }の収		月日分			収入額		円
	当に相当		退職手		当支給	規則	第1:				こよ	り上記の	とおり) 傷
	任命格	省			様			1	申請者氏	名			印	
※ A	ル 理	欄	支給期	間	年	月	日7	から	年	月		日まで	F	ij

(裏)

- 1 ⑩欄には、®欄の期間のうち同一の傷病により受け付けることができる給付について、 次の区分に従って該当するものの番号(2以上の給付を受けることができる場合には、 その受けることができる全ての給付の番号)を○で囲むこと。
 - (1) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償費
 - (2) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
 - (3) 地方公務員災害補償法による休業補償費
 - (4) その他これらに準ずる法令等により支給されるこれらに相当する給付
- 2 ③欄には、⑧欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは 手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法 第19条の「自己の労働によって収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であって もそれによって収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合な どあなたが働いたりした場合であって、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいう ものであること。
- 3 ※印欄には、記入しないこと。

別記第13号の3様式を次のように改める。

別記第13号の3様式(第22条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

	①申請者	氏名				住所					
								(電	話)	
	②就職先の 事業所	名	称								
	(開始した事業)	所 在	地								
								(電話	活)	
事業		事 業 種	類								
来主の	③雇入年月(事業開始年月日)	E	.4	羊 ,	月日		4	采用内定年月日	年	月	E
証	5職 種						<u>(6)</u> -	一週間の所定労働	 時間	時間	分
明	⑦賃 金 月 額	万		千円	⑧雇用	期間	イロ	定めなし 定めあり 一	→ 年 月 (年	日まで 箇月)	
								契約	更新条項(ア	有イ	無)
							14	Fを超えて雇用す	る見込み(ア	有イ	無)
	⑨上記の記載事実(年		のなV 日	いことを	と証明しま	す。					
	4	月	} ł					事業主氏名			印
								(法人のと	きは名称及び位	弋表者氏名	3)

日前3年間における就業について の再就職手当に相当する退職手当 職手当の受給の有無

⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月 | イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当 に相当する退職手当を受給したことがある。

又は常用就職支度手当に相当する退口 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当 に相当する退職手当を受給したことがない。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相 当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名

印

任命権者 様

		·		
×	所定給付日数	E	4	
処	支給残日数	E	備	
理	支給金額	F] 考	
欄	支給決定年月日	年 月 日		

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提 出期限)に、退職当時の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事 情があると認められない限り受理されない。
- 2 雇用された受給資格者にあっては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあ っては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇 用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無 について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 4 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第13号の3様式の次に次の1様式を加える。

印

印

様式	様式第13号の4様式(第22条関係)												
	(表)												
		克	尤業促	進定着手当	に相当っ	ナる退職	手当支	給申請書	*				
	1 氏名					2 受給資格証番号							
	3 住所	T											
	4 就職先	名称		事業所番号 一							N 000.000		
	の事業所	所在地	₹					(電話番	号)		
	5 1週間の所定労 働時間			時間 分 6 求人申込み時等に明示した 賃金額 (月額)							万 千円		
	7 雇用期	間中の賃金	:支払	————— 大況									
· ·			2 10	② ①の ③ 賃金額									
事業主の証明	① 賃金支払対象期間			基礎日 数	(,	A)	(I	3)		= -	④ 備考		
至 [月日	~ 月	日										
Ø) ≅x	月日		Ħ										
明	月 日	***************************************	日										
	月 日		Ħ										
,	月 日		E										
	月日		Ħ										
	月日		日										
	就職年月日	~ 月	日										

事業主氏名

9 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により、上記のとおり就業促

申請者氏名

(法人のときは名称及び代表者氏名)

8 上記の記載事実に誤りがないことを証明します。

進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

年 月 日

任命権者 様

(裏)

備考

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、原則として、任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されないので注意すること。
- 2 この申請書は、受給資格者証を添えること。
- 3 申請者にあっては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあっては4欄から 8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変 更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、就業促進定着手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
 - 9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労 働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人の申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額) を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1 暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払 われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、 及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。
- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。

※記載欄

7 ※印欄には、記載しないこと。

į	X (DEC-450) 1 had									

別記第14号様式を次のように改める。

別記第14号様式(第22条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

	①申請	有者			氏	名					住所							
													(電話	舌)		
[T					Ţ		***************************************	***************************************										
	②就 事	職 先業		所	名		称											
					所	在	地											
													(電話	舌)		
事業					事種	業	の類											
主の	③雇	入	年	月	日		4	F.	F	H		(4)	採用内定年月日		年	月		日
証	⑤職			種								(6)	一週間の所定労働	時間		時間		分
明	⑦賃	金	月	額		万	.5	千円		⑧雇用期	4 8 4 7 4 1	イロ	定めなし > 定めあり —		月 年	まで 箇月		
													契約夏	更新条 耳	頁(ア	有	1	無)
												1 年	Eを超えて雇用する	5見込み	タ (ア	有	1	無)
	⑨上貳	己の言		事実 年				こと	を	証明しま	す。							
				Ap.	月		日						事業主氏名					印
													(法人のとき	きは名和	なみび 付	代表者	氏名	,
II																		

日前3年間における就業について の再就職手当に相当する退職手当又 は常用就職支度手当に相当する退職 手当の受給の有無

- ⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月 | イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当 に相当する退職手当を受給したことがある。
 - ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当 に相当する退職手当を受給したことがない。

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手 当に相当する退職手当の支給を申請します。

> 年 月 日

> > 申請者氏名

印

任命権者

考

備

※ 処理欄 支給金額

支給決定年月日

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提 出期限)に、退職当時の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事 情があると認められない限り受理されない。
- 2 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇 用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無 について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 3 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の規定によ り交付されている失業者退職手当受給資格者証は、改正後の熊本県職員等の失業者退職 手当支給規則の規定により交付された失業者退職手当受給資格者証とみなす。

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島郁夫

熊本県規則第25号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和31年熊本県規則第59号)の一部を次のよ うに改正する。

第2条第1項中「次条に規定する職の職員」を「臨時職員(地方公務員法第22条第2 項の規定により臨時的に任用される職員(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第14条に規定する特別休暇のうち、熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表6の項又 は7の項で定める場合における休暇を取得している職員の業務を処理するために任用され

る職員を除く。)をいう。次条第1項において同じ。)」に改める。 第3条の見出し中「臨時」を「臨時職員」に改め、同条第1項中「前条に規定する職の ほか、地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用される職員」を「臨時職員」に 改める。

別表第1中「政策調整審議員」を「情報企画監 「危機管理防災企画監 政策調整審議員」に、 を「 情報企画監 危機管理防災企画監」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第26号

熊本県博物館ネットワークセンター条例施行規則

(趣旨)

- この規則は、熊本県博物館ネットワークセンター条例 (平成27年熊本県条例第 第1条 10号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (許可の申請)
- 条例第7条第1項の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、 第2条 多目的広場等使用許可申請書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。 (変更の許可の申請)
- 第3条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、多目的広場等変更使用許可申請書(別記第2号様式)を知事に 提出しなければならない。 (使用の中止の届出)
- 使用者は、使用許可を受けた多目的広場等(条例第3条第5号に規定する多目的 広場等をいう。以下同じ。)の使用を中止しようとするときは、多目的広場等使用中止 届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。 (目的外使用等の禁止)
- 第5条 使用者は、多目的広場等を使用許可を受けた目的以外の目的で使用し、又は他人 に独占して使用させてはならない。 (原状回復)
- 第6条 6条 使用者は、多目的広場等の使用を終了し、又は条例第9条の規定により使用許可を取り消されたときは、使用に係る多目的広場等を原状に回復し、係員の点検を受けな ければならない。 (遵守事項)
- 第7条 何人も、熊本県博物館ネットワークセンター (以下「ネットワークセンター」という。)内においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ネットワークセンターの施設、設備又は物品(以下「施設等」という。)を毀損又は滅失しないこと。 (1)
 - 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしない (2)
 - (3)
 - 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。 所定の場所以外の場所にごみその他の汚物を捨てないこと (4)
 - 許可なく火気を使用し、又は所定の場所以外の場所で喫煙しないこと。 (5)
 - 許可なく所定の場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置かないこと。 (6)

- 許可なく所定の場所以外の場所に立ち入り、又は所定の設備以外の設備を使用し (7)
- (8) 許可なくポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲げ、若しくは貼り付け、文字等を書き、又はくぎ類を打たないこと。 (9) 許可なく特別の設備を設けないこと。
- 許可なく寄附金の募集、物品の展示若しくは販売若しくは飲食物の提供をし、又 は第三者をしてこれらの行為をさせないこと。
- (11) 許可なく印刷物、図画、宣伝ビラ等を頒布しないこと
- (12)前各号に掲げる事項のほか、ネットワークセンターの管理上支障がある行為をし ないこと

(入館制限)

- 第8条 知事は、ネットワークセンターに入館しようとし、又は入館している者が、次の 各号のいずれかに該当するときには、当該者の入館を拒み、又は当該者に対し退館を命 ずることができる。
 - ネットワークセンターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれ があると認められるとき。
 - (2) ネットワークセンターの施設等を毀損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為を するおそれがあると認められるとき。 (3) 条例若しくはこの規則又は係員の指示に違反したとき。 (4) その他ネットワークセンターの管理上支障があると認められるとき。

(毀損等の届出)

- 第9条 ネットワークセンターの施設等を毀損し、又は滅失した者は、直ちにその旨をネ ットワークセンター施設等毀損(滅失)届出書(別記第4号様式)により知事に届け出 なければならない。 (適用除外)
- 第10条 条例第12条第1項の規定によりネットワークセンター(多目的広場等に限る。) の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条から第4条までの規定は、適用しない。 (雑則)
- この規則に定めるもののほか、ネットワークセンターの管理に関し必要な事項 第11条 は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条から第6条まで及び第 10条の規定は、平成27年10月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

多目的広場等使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事様

申請者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

EI]

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 施 設 (該のんで ら	多目的広場東面 多 多目的広場管理棟会議		
使用目的			
使用日時	年 月	日 時	分から 分まで
使用責任者	住所		70
使用貝住有	氏名	電話番号	

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第2号様式(第3条関係)

多目的広場等変更使用許可申請書

年 月 日

熊本県知事様

申請者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 印 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用許可を受けた事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

許 可 年 月 日 及び許可番号		A. C.	月	第	号	
	変	更	前	変	更	後
変更の内容						
変更の理由						

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

別記第3号様式(第4条関係)

多目的広場等使用中止届出書

年 月 日

熊本県知事様

届出者 住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用許可を受けた施設の使用を中止したいので、下記のとおり届け出ます。

記

許可年月 日及び許可 番 号	年	月	Н	第	号	
使 用 施 設 (該 る のを ので が 。)			勺広場西面	Î		
使用日時	年	月	П	時		
	年	月	<u> </u>	時	分まで 	
中止の理由						

備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

	ネット	、ワーク	ヤンタ	一施設	等毀	損(滅	失)届出	書		
熊本県知事	様		届	祖者	年	月	E			
					氏	名				Ħ
					電話	番号				
下記のとおり	施設物	備	を	毀損滅失	phone	しました	こので届	け出ます。		
	4			記						
毀損(滅失) した 年 月 日										
毀損(滅失)した 場 所										
毀損(滅失)した 施 設 、 設 備 又 は 物 品										
毀損(滅失)の 理 由										
毀損 (滅失) の 状 態										

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月31日

> 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第27号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則

熊本県調理師法施行細則(昭和34年熊本県規則第8号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中「1通とし、」の次に「調理師の」を加え、同項ただし書を削り、同条 第2項中「(熊本市に住所を有する者が書類を提出する場合にあっては、熊本市長)」を 削り、同条第3項中「第1条の2から第1条の5まで」を「第1条の3及び第1条の4の 規定並びに省令第5条及び第8条」に改め、「を経由して厚生労働大臣」を削り、「2通」 を「1通」に、「施設」を「調理師養成施設」に改める。

別記第4号様式中「必要ない」を「必要ありません」に改め、同様式備考を次のように 改める。

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。 別記第5号様式中「つけること」を「付けてください」に、「記載すること」を「記載 ください」に改め、同様式備考を次のように改める。 備考

- 原則として当該施設長が証明してください。ただし、従事者と施設長が同一人である場合、施設長が従事者の配偶者若しくは二親等内の血族である場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明し 1 てください。
- 証明印は、当該施設長の職印とします。個人が証明する場合は、印鑑届のしてあ
- る印を用いるとともに、その印鑑証明書を添付してください。 給食施設の開設年月日とは、寄宿舎、学校、病院等の施設であって多数人に対して飲食物を調理して供与するものとして開設した年月日をいいます。
- この規則は、
- この規則は、平成27年4月1日から施行する。 この規則の施行の際現に改正前の熊本県調理師法施行細則の規定により提出されている調理師試験受験願書及び調理業務従事証明書は、改正後の熊本県調理師法施行細則の 規定により提出された調理師試験受験願書及び調理業務従事証明書とみなす。